

# 「子どもの心に灯をつける」

## 運動部活動の指導

— 体罰の根絶に向けて —

運動部活動では、子どもたちが自主的、自発的に取り組もうとする姿勢を育てることが大切です。この姿勢を育てることを「子ども心に灯をつける」指導と捉えています。このことは、子どもたちがスポーツに生き生きと取り組むための原点となります。ここに体罰は必要ありません。

運動部活動に携わる全ての関係者が、体罰によらない「子ども心に灯をつける」指導について考え、実践し、子どもたちが輝く充実した部活動にするために、この資料を作成しました。

平成25年9月  
宮城県教育委員会

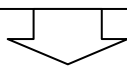
# 目 次

	ページ
第1章 「体罰の根絶」から「新時代の運動部活動」に向けて ……………	1
第2章 指導上の7つのポイント ……………	2
ポイント1 人間的成長（人間力向上）と競技力向上を同時に求める	
ポイント2 目標等を明確に掲げる	
ポイント3 努力過程を大切にす	
ポイント4 具体的な方法を示して指導する	
ポイント5 仲間づくりを重視して指導する	
ポイント6 指導者の魅力を考える	
ポイント7 心身の健康に留意する	
提言『部活動に適切な休養日設定を』 ……………	7
運動部活動の適切な休養日設定とトレーニングの原理（参考） ……	8
第3章 新時代の運動部活動に向けて ……………	9
1 宮城県スポーツ推進計画の策定	
2 震災からの復興に運動部活動の力を	
3 運動部活動の改革と充実のために	
別紙1 運動部活動の意義 ……………	11
別紙2 体罰の禁止 ……………	12
別紙3 懲戒・体罰に関する考え方 ……………	13

# 第1章 「体罰の根絶」から「新時代の運動部活動」に向けて

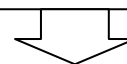
## 子どもたちの現状（社会的背景）

- 共働きや少子化の家庭が増えてきたことで、家庭でのしつけの方法にも変化が窺えます。子どもたちの中には強く叱られたりする経験が乏しくなっている子どもも見受けられます。
- 一方、保護者や子どもは、情報社会の発展により様々な知識を持つようになり、スポーツの指導にも納得がいく指導（理論的・科学的な指導）を求めています。

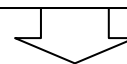
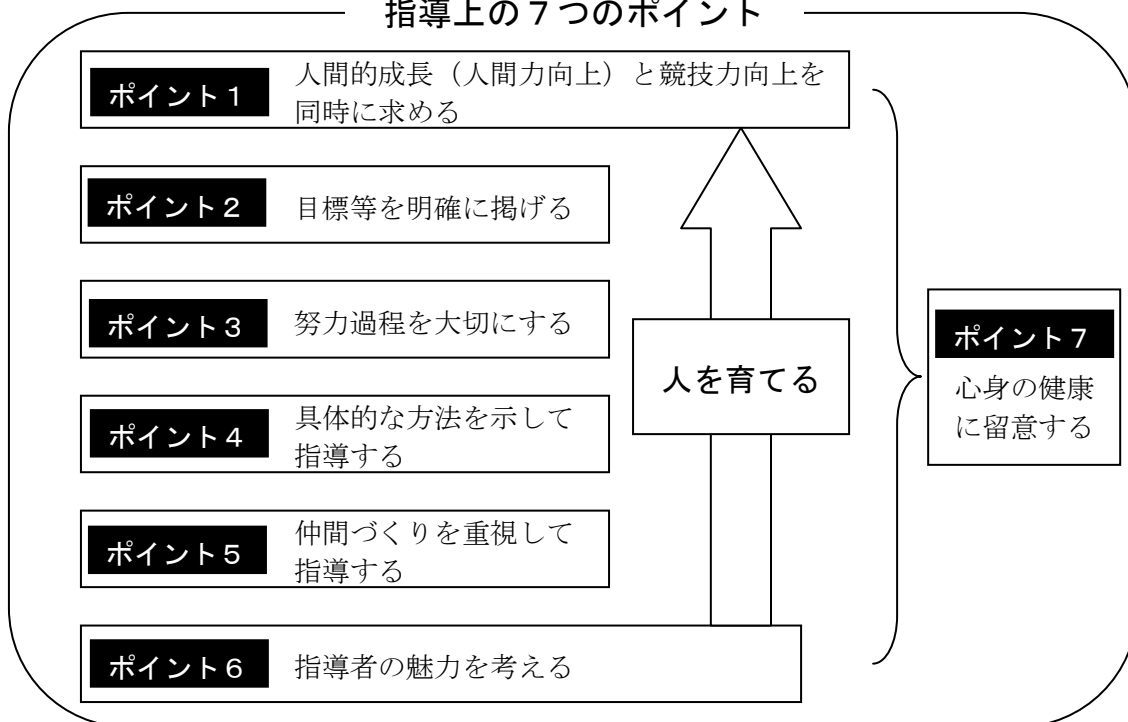


## 運動部活動における体罰の根絶

- スポーツ活動の中心は子どもたちであり、指導者は支える（支援する）立場です。
- これまで運動部活動において、「指導方法の一つ」「指導の一環」等として体罰を行ってきたことが明らかになっています。このような考えは改め、体罰によらない「子どもの心に灯をつける」指導について考え、実践しなければなりません。



## 指導上の7つのポイント



## 新時代の運動部活動に向けて

- 1 宮城県スポーツ推進計画の策定
- 2 震災からの復興に運動部活動の力を
- 3 運動部活動の改革と充実のために

## 第2章 指導上の7つのポイント

体罰によらない「子どもの心に灯をつける」運動部活動の指導について、次の「7つのポイント」を参考とし、実践してみましょう。

### ポイント1

#### —運動部活動の目指すもの—

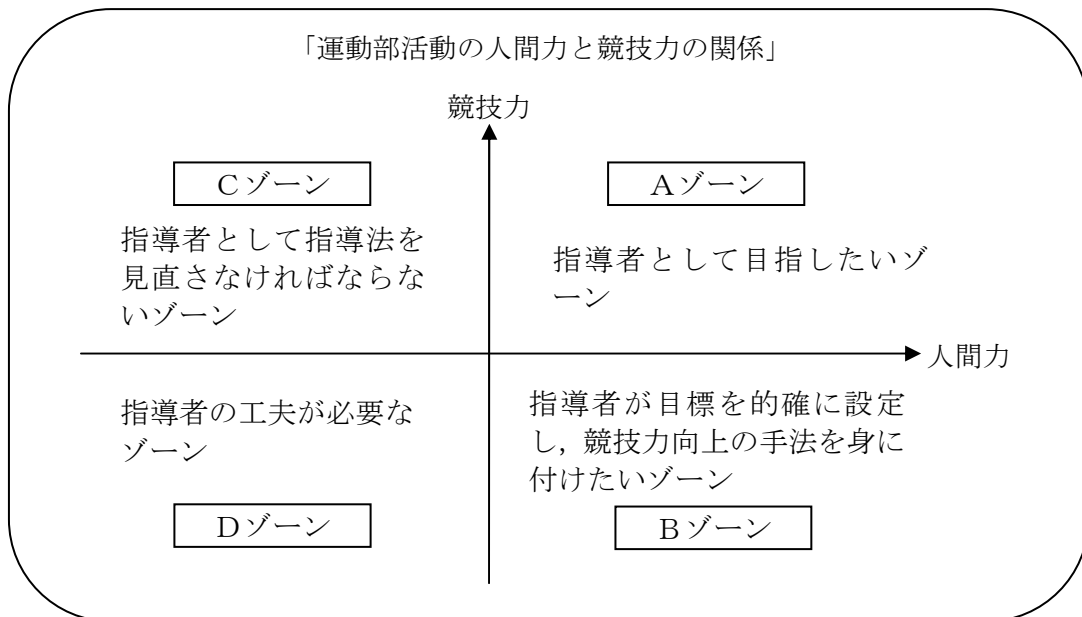
### 人間的成長（人間力向上）と競技力向上を同時に求める

#### （1）人間的成長と競技力向上

○子どもたちの競技力向上には、人間的成長が伴うことを念頭に置き、「人を育てる」指導を心掛けましょう。また、それを支援するためには、指導者自身も常に人間的成長を心掛け、その上に指導力向上のための手法を積み重ねることが必要です。

#### （2）運動部活動の人間力と競技力

○初めて運動部の顧問を依頼されたとき、顧問を引き受けたとしても専門外の種目のとき、また、学生時代に運動部活動の経験がない場合は、指導に関して不安を抱くこともあるでしょう。下図は「運動部活動の人間力と競技力の関係」を示したものです。Aゾーンを目指しますが、他のゾーンにおいても、目標の設定及び外部指導者の活用等による改善策を見つけ、指導の工夫に努めましょう。



Aゾーン：指導者の最終的な目標となるゾーンです。競技力（指導力）と人間力を兼ね備えた指導者を目指しましょう。

Bゾーン：運動部活動の経験のない指導者は、このゾーンを目標としながら、競技力（指導力）向上の手法を身に付けることで、Aゾーンへの到達が可能です。

Cゾーン：競技力（スポーツの技術・戦術等）に合わせて、人間力の向上も図れる指導者を目指しましょう。

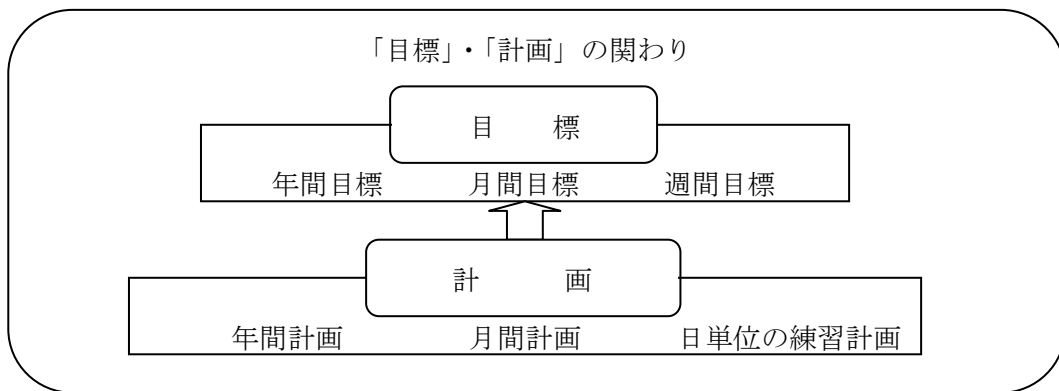
Dゾーン：子どもたちとの対話を重視しながら、まずはBゾーンに近づける工夫を目指しましょう。

## ポイント2

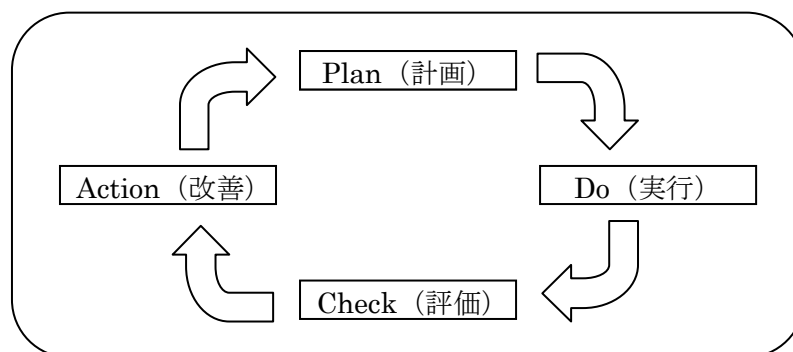
### 目標等を明確に掲げる

#### (1) 目標・計画

- 「運動部活動の意義」(別紙1)を踏まえ、所属校の実態に合わせて、明確な「目標」を掲げましょう。
- 「目標」を達成するためには、段階的に達成可能な「計画」を立てましょう。「計画」は「目標」を達成するためのステップになります。



- 子どもたちの現状での競技力を見極めた上で、無理のない「目標」の設定に努めましょう。
- 子どもたちとの面談やミーティング等を通して、意思を確認し、共通理解に基づき「目標」や「計画」を定めましょう。
- 長期的な目標(年間目標)、短期的な目標(月間目標、週間目標)を明確に設定した上で、「計画」を策定し、子どもたちにとって実現可能なものから一つ一つ指導に取り組みましょう。
- PDCAサイクルを活用し、活動を通して子どもたちの意見等を把握し、適宜、「計画」等を見直しましょう。



#### (2) 家庭との連携

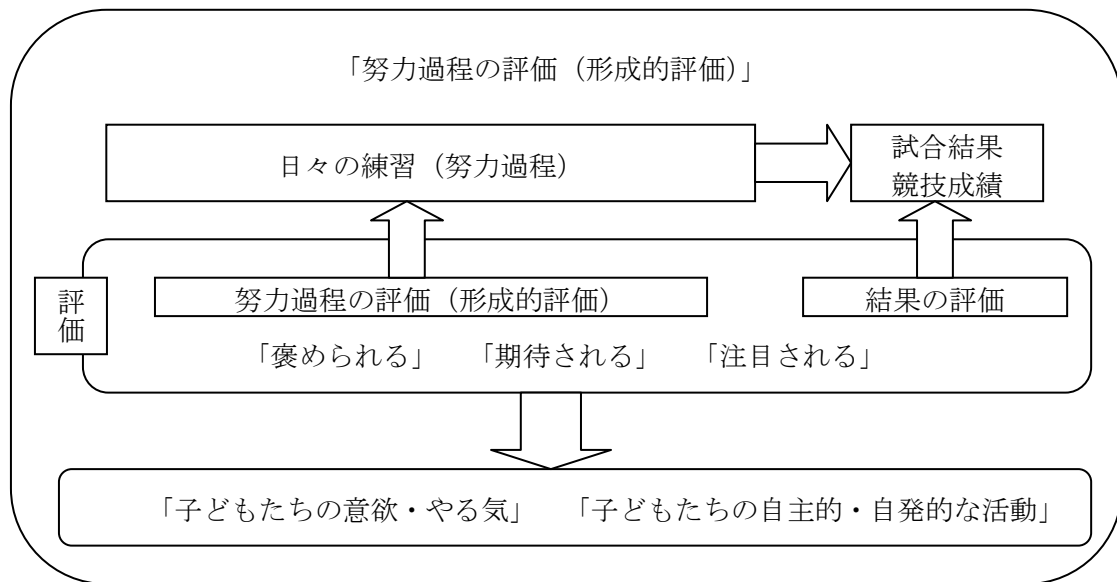
- 保護者に対して、目標や計画等について積極的に説明し、理解を得るように努めましょう。

### ポイント3

## 努力過程を大切にする

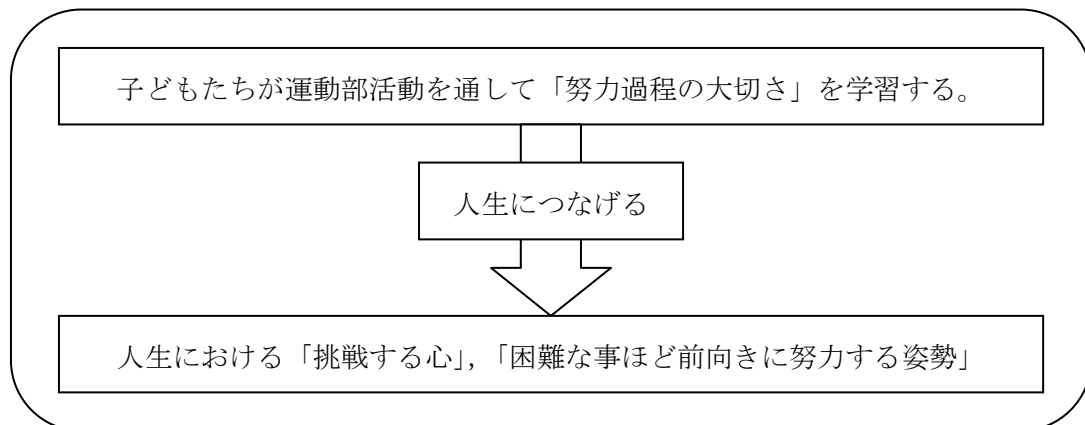
### (1) 形成的評価

- 試合結果や競技成績だけの評価ではなく、そこに至るまでの努力過程を評価する眼を持ちましょう。
- 指導の過程で、そこまでの成果（子どもたちの成長）を評価してあげることで、子どもたちの意欲を高めましょう。
- 指導者が適切な評価をすることにより、子どもたち自身が技能の到達度等を知り、自主的、自発的に活動を調整したり、効果的な練習を工夫したりすることができるよう導きましょう。



### (2) 人生につなげる

- 「結果だけを評価するのではなく、努力過程を評価する。」という考え方は、子どもたちの今後の人生における「挑戦する心」、「困難な事ほど前向きに努力する姿勢」の育成につながります。



## ポイント4

### 具体的な方法を示して指導する ―言葉がけの工夫等―

#### (1) 具体的な手立ての提示

- ただ「頑張れ」だけでなく、目標や課題達成のための具体的な手立てを講じた上で指導しましょう。
- 指導者自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、大学や研究機関等での最新の研究成果等を踏まえた科学的・理論的な指導法（指導内容、方法）を積極的に取り入れましょう。
- ICT（Information and Communication Technology）機器を活用し、練習等を撮影してすぐに動画を再生し、成功した試技と失敗した試技にどのような違いがあるかを、子どもたちにすぐにフィードバックする等の指導法も考えられます。
- 練習内容（方法、強度、量）等と競技成績（トレーニング効果）等の関係を、具体的なデータで子どもたちに示す指導法も考えられます。

#### (2) 言葉がけの工夫（内発的動機付け）

- 「たたいて脅して」の指導では、常に受身の姿勢になり、自分で考えてプレーする選手は育ちません。形成的評価を活用し、指導段階に応じて「言葉による指導」、「言い聞かせる指導」を心掛けましょう。
- 子どもたちの成果を的確に見極めた上で、「言葉による褒め方・叱り方」を工夫しましょう。
- 生徒の良いところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導を目指しましょう。
- 指導者から期待されていないと分かったときに、子どもたちはやる気を無くすことがあります。例えば、マネージャー等に対しても「君がチームを支えている。」等、子どもたちの自己有用感を高める「言葉がけ」を活用しましょう。
- 目標に向かって努力している子どもたちに対して、評価や励ましの観点から積極的に声をかけましょう。
- 指導者の言葉の効果と影響を十分に理解し、子どもたちに厳しい言葉を投げかけた後には、必ず適切なフォローに努めましょう。

#### (3) 子どもたちとの対話の重視

- 子どもたち一人一人に具体的な指示を、タイミング良く適切にするために、常に子どもたちと対話し、子どもたちの現状理解に努めましょう。
- 子どもとぶつかる場面があっても、子どもと向き合って根気強く何度も対話を繰り返し改善の方法を一緒に見つけましょう。
- 対話の時間がとれない場合は、練習ノート等の活用も有効な手段です。

#### (4) 外部指導者の活用

- 子どもたちの指導に対するニーズによっては、地域のスポーツ指導者を「外部指導者」として活用し、技術的な指導を依頼することも考えられます。外部指導者の効果的な活用も検討しましょう。

#### (5) 学校内での情報の共有化

- 部活動についての情報を、学校全体で共有し、子どもたちを教職員全員で見守るという気風を醸成しましょう。

## ポイント5

### 仲間づくりを重視して指導する

- 指導者は、励まし合い、お互いを支える仲間づくりを重視した指導を心掛け、子どもたちの間に、同じ目標に向かって活動する仲間であるという連帯感を育成しましょう。
- 共に活動した仲間は、子どもたちの生涯にわたっての財産となります。
- 複数の学年の子どもたちが参加する運動部活動は、より一層のコミュニケーション能力の向上が期待できます。
- 運動部活動を通して培った「人を大切にする心」は、「いじめを許さない」学校づくりにもつながります。

## ポイント6

### 指導者の魅力を考える

- 指導者は、一時的な感情の変化に左右されない一貫性のある指導を心掛けましょう。
- 感情的な言葉は、体罰につながります。常に態度を一定に保ち、心に余裕を持って子どもたちと接することが重要です。
- 先見性、企画力、調整力、実践力等と、それらを支える見識と人柄を持ち合わせた指導者を目指しましょう。
- 指導者次第で、子どもたちは技術的にも精神的にも変わります。
- 指導者は、講習会・研修会等へ積極的に参加し、最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導法を積極的に取り入れるとともに、他校の顧問とも交流を図り、情報収集に努めましょう。
- 人を育てるには情熱が必要です。「運動部活動を通して子どもたちを育てよう。」等の指導者の「熱い気持ち」は、必ず子どもたちに伝わります。

## ポイント7

### 心身の健康に留意する 一部活動に適切な休養日設定を—

- 子どもたちの健康面に留意し、学習と部活動のバランスのとれた生活に配慮するために、部活動の適切な休養日を設定しましょう。
- 怪我は選手生命を奪うことがあります。特に、スポーツ障害及び興味・関心が低下して起こるバーンアウト（燃え尽き）を生じさせないようにすることが大切です。
- 医・科学的にも筋肉疲労をとらず運動を続けることは、子どもたちにとってもチームにとっても大きなマイナスとなります。休養をとることは競技力向上につながります。

※参考 提言『部活動に適切な休養日設定を』平成25年2月22日  
運動部活動の適切な休養日設定とトレーニングの原理（参考）平成25年2月



## 提言『部活動に適切な休養日設定を』

平成25年2月22日

宮城県教育委員会

宮城県市町村教育委員会協議会

宮城県中学校長会

宮城県高等学校長協会

宮城県中学校体育連盟

宮城県高等学校体育連盟

宮城県高等学校文化連盟

中学校及び高等学校の新学習指導要領（H20.3, H21.3 告示）に、はじめて「部活動の意義と留意点等」が規定されました。その中で、部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであること、また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないように留意し、休養日や活動時間を適切に設定することも必要であること、等が示されています。

### ○充実した部活動にするために、適切な休養日を

各学校で部活動を実施するに当たっては、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、特にスポーツ障害及び興味・意欲が低下して起こるバーンアウト（燃え尽き）が生じないように十分留意することが望まれます。

さらに、教職員のワークライフバランスに配慮するためにも、以下のとおり、各学校において学校経営方針に基づき、年間の行事等を見通しながら、部活動の適切な休養日設定について配慮願います。

- 1 週1日以上部活動単位の休養日を設定しましょう。
- 2 原則として、土曜日・日曜日のどちらか1日は休養日として、リフレッシュを図りましょう。

## 運動部活動の適切な休養日設定とトレーニングの原理（参考）

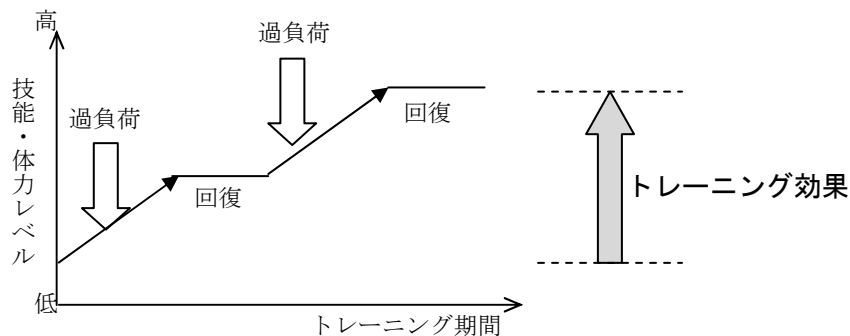
平成25年2月 宮城県教育庁スポーツ健康課

運動部活動を実施するに当たっては、生徒のバランスのとれた生活や成長へ配慮するとともに、スポーツ障害や興味・関心が低下して起こるバーンアウト（燃え尽き）が生じないように、休養日を適切に設定することが必要です。また、医・科学的には、適切な休養をとることでトレーニング効果が高まることが知られています。

次の「トレーニングの原理」を参考にして、休養日の設定に配慮しましょう。

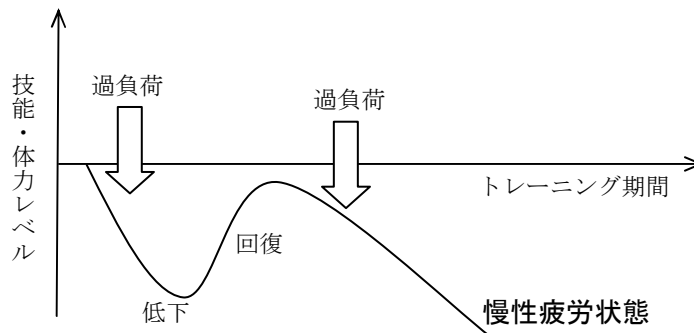
### オーバーロード（過負荷）の原理

トレーニングによって、技能や体力を向上させるためには、それまで行っていた運動より難度や強度が高い運動をおこなう必要があります。これをオーバーロード（過負荷）の原理といいます。



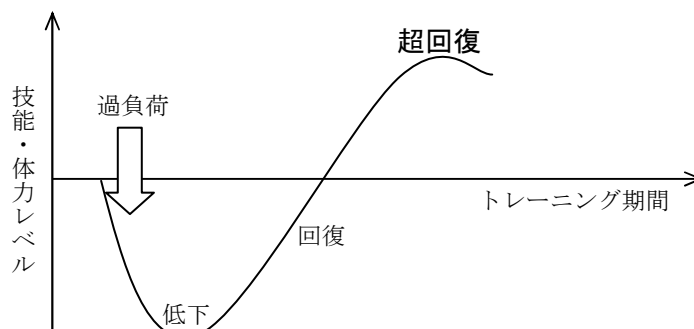
### オーバートレーニング症候群

トレーニングによって生じた疲労が十分に回復しないまま、トレーニングを継続すると、慢性疲労状態に陥ってしまうことがあります。この状態をオーバートレーニング症候群と呼び、トレーニングの負荷と休養、栄養のバランスが崩れ、競技のパフォーマンスが低下します。



### 超回復

筋肉は、それまでより強い負荷が与えられると、最初はきつと感じますが、次第にその状態に適応して変化し、きつさを感じなくなります。それは、体には、強度の強い運動を行うと、最初は疲労によって一時的に体の機能は低下しますが、休養を適切にとることによって前よりも高いレベルにまで回復する性質があるからです。この性質を超回復といいます。



## 第3章 新時代の運動部活動に向けて

### 1 宮城県スポーツ推進計画の策定

- 宮城県教育委員会では、スポーツ基本法（平成23年6月24日 法律第78号）第10条の規定に基づき、平成25年3月に「宮城県スポーツ推進計画」を策定しました。理念等は下記記載のとおりです。
- また、運動部活動については「施策の柱Ⅰ 基本方向5」に示されています。

宮城県スポーツ推進計画（抜粋）

理 念	スポーツを通して活力と絆のあるみやぎを創ろう
目指す姿	県民一人ひとりが様々な形でスポーツを楽しみ、家族や地域社会が強い絆でつながり、東日本大震災を乗り越え、活力に満ちた幸福で豊かなみやぎ
目 標	施策の柱Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進 ・子どもの体力が全国水準を上回る ・成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%） 施策の柱Ⅱ 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進 ・国体総合成績10位台の維持 ・オリンピック・パラリンピックにおける本県出身のメダリストの輩出
基本方向5 運動部活動の充実	目指す姿 多くの中・高校生が運動部活動に所属し、男女を問わず放課後は熱心にスポーツに取り組んでいます。 生徒数が減少しても、他校生と一緒に多種目の部活動を行う等の弾力的な取組も行われ、部活動が地域で行われています。 地域のスポーツ指導者が外部指導者として部活動を支援するなど、運動部活動が盛んに行われる環境ができています。

### 2 震災からの復興に運動部活動の力を

- 東日本大震災から3年目を迎えました。本県においては、国や地方公共団体、関係機関等からの御支援をいただきながら、一歩ずつ確実に復旧・復興の歩みを進めています。
- 学校においては、多くの教職員が、震災直後から今日に至るまで、学校及び地域の復旧・復興に懸命に取り組んだ結果、子どもたちの元気な声と日常が戻りつつありますが、被災地ではまだまだ課題が山積し、現在もなお、多くの子どもたちが厳しい環境の中での学校生活、家庭生活及び社会生活を強いられています。
- こういった状況の中において、これまで、県内外における様々なスポーツ選手の活躍、選手が全力でプレーする姿は、多くの人々に元気と活力を与え、復興への大きな希望となるものでした。被災地において、スポーツが持つ「人々を勇気づけ前向きにさせる力」や「人々を結びつける力」は、復興に向け重要なものになっています。
- このようなことから、運動部活動は、学校教育活動の一環としてのこれまで果たしてきた意義や役割に加えて、被災地の子どもたちの心のケアになるとともに、震災からの復興の大きな力にもなると考えられます。

### 3 運動部活動の改革と充実のために

運動部活動は、これまでも各学校において、多くの顧問や外部指導者等の関係者の御支援、御尽力のもと、充実・発展してきました。

ここまでの取組に厚く御礼申し上げます。

今後は、更なる充実・発展（新時代の運動部活動）に向けて、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

- 運動部活動の意義を踏まえましょう。  
別紙1「運動部活動の意義」参照
- 「感情的な言葉は、体罰につながります。」運動部活動における体罰による指導は改めましょう。（運動部活動の改革）  
別紙2「体罰の禁止」参照  
別紙3「懲戒・体罰に関する考え方」参照
- 科学的・理論的な指導法が求められています。各学校の状況に応じて情報収集等に努め、積極的に取り入れることでより効果的な指導を目指しましょう。
- 「指導上の7つのポイント」を参考に、体罰によらない「子どもの心に灯をつける」指導の実践に努めましょう。
- スポーツ活動の中心は子どもたちです。選手である子どもたちのことを第一に考えましょう。（プレイヤーズ・ファースト）
- 「人を育てる」指導を心掛けるとともに、子どもたちの将来の豊かな「人生につなげる」指導を目指しましょう。
- 今後の更なる充実・発展に向けて、子どもたち一人一人が輝く、運動部活動を目指しましょう。（新時代の運動部活動）

## 運動部活動の意義

運動部活動は、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成を図るだけでなく、仲間や指導者との触れ合いの中から豊かな人間性を育んでいく上で、大きな意義を有するものです。

中学校学習指導要領（平成20年3月告示）及び高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）には、「部活動の意義と留意点等」が明記されています。

### 部活動の意義と留意点等

中学校学習指導要領（抜粋）

#### 第1章 総則 第4の2

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行なわれる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるように留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々との協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行うようにすること。

また、中学校学習指導要領解説 保健体育編（平成20年9月）及び高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編（平成21年12月）には、「運動部の活動」が明記されています。

### 運動部の活動

高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編（抜粋）

#### 〈運動部の活動〉

運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。

なお、文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）には、「教育課程との関連」について、次のように記載されています。

### 教育課程との関連

学習指導要領で「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と規定されたことは、運動部の活動に関しては、主として保健体育科の目標である「心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」ことを踏まえた活動を行うことなどを示しています。

## 体罰の禁止

体罰を行うことは、教育者としての「指導における敗北」です。暴力は、恐怖を植え付け、心を凍らせるものでしかありません。

体罰は、指導とは異なる、明らかな暴力行為であり、学校教育法で明確に禁止されている決して許されない行為です。

これまで体罰を「指導方法のひとつ」、「指導の一環」と捉える向きもありましたが、そのような考えは改めるとともに、本県教育界が思いを一つにして、運動部活動をはじめ学校の教育活動全体における体罰根絶に向けて取り組まなければなりません。

### 学校教育法

学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）（抜粋）

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

### 平成25年3月13日付け文部科学省通知

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）（抜粋）

部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

### 運動部活動指導の手引

運動部活動指導の手引（平成23年3月 宮城県教育委員会）（抜粋）

#### Q22 指導者の体罰をどのように考えたらよいですか？

指導者（顧問、外部指導者等）と生徒（部員）の信頼関係が構築されていたとしても、体罰は絶対に許されません。より高い目標の達成を目指して、厳しい指導になっても、感情の高揚を抑え、冷静に生徒を指導しなければなりません。

学習指導要領解説 保健体育編（中学校：平成20年9月，高等学校平成21年12月）に記載されているように生徒の自主性・個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒の能力・適性，興味・関心等に応じつつ，健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要です。

より高い水準の技能や記録に挑戦する中で，スポーツの楽しさや喜びを味わい，豊かな学校生活を経験する活動である部活動指導に体罰は必要ありません。

指導者自身が個に応じた指導法を勉強し，時間や言葉を含め威圧的な指導にならないよう明るく生徒に接し，主体的に取り組める環境づくりに励みましょう。褒める部分を探し，豊かな包容力で生徒を指導しましょう。

## 懲戒・体罰に関する考え方

学校教育において教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかについては、平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知（体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について）で次のとおり示されています。

## 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

また、文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）には次のとおり示されています。

## 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負担を課す。  
(例)
  - ・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
  - ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
  - ・ 相手の生徒が受け身ができないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
  - ・ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記に該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

【参考資料等】

- 文部科学省 中学校学習指導要領（平成20年3月告示）
- 文部科学省 高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）
- 文部科学省 中学校学習指導要領解説 保健体育編（平成20年9月）
- 文部科学省 高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編（平成21年12月）
- 宮城県教育委員会 運動部活動指導の手引（平成23年3月）
- 宮城県教育委員会他 提言『部活動に適切な休養日設定を』（平成25年2月22日）
- 宮城県教育庁スポーツ健康課 運動部活動の適切な休養日設定とトレーニングの原理（参考）（平成25年2月）
- 宮城県教育委員会 宮城県スポーツ推進計画（平成25年3月）
- 平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長，スポーツ・青少年局長通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」
- 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（平成25年5月27日）
- 文部科学省 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月27日）

作成 宮城県教育庁スポーツ健康課

〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL:022-211-3667 FAX:022-211-3796

E-mail supokenga@pref.miyagi.jp